

# 災害復旧工事における主任技術者の取扱いについて

令和元年11月26日  
茨城県土木部監理課

茨城県土木部では、台風第19号による災害復旧事業等の迅速かつ円滑な実施を図るため、公共性のある工作物に関する重要な工事（工事1件の請負代金の額が3,500万円以上（建築一式工事の場合は7,000万円以上））における主任技術者の取扱いを下記のとおり変更し、令和元年12月10日以降に入札公告または指名通知等を行う工事から適用することと致しましたので、お知らせいたします。

## ■公共性のある工作物に関する重要な工事の主任技術者の取扱いについて

### 【現行】

工事ごとに専任で配置

工事名	工事場所	請負金額	主任技術者
災害復旧工事	A市	3,500万円以上	専任
通常工事	A市	3,500万円以上	専任

同一の技術者の配置不可  
(兼務不可)

### 【変更後】

#### 下記の条件にすべて該当する場合に兼務を認める。

- ① 兼務する工事のうち、いずれかが災害復旧工事であり、かつ工事現場が同一市町村内であること
- ② 兼務するいずれの工事においても監理技術者でないこと
- ③ 建設業法に規定する経營業務管理責任者及び営業所の専任技術者でないこと
- ④ 本工事、兼務する工事又は他の工事の現場代理人でないこと

工事名	工事場所	請負金額	主任技術者
災害復旧工事	A市	3,500万円以上	専任
通常工事	A市	3,500万円以上	専任

同一の技術者の配置可  
(兼務可)

※下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円以上（建築一式工事の場合は6,000万円以上）となる場合は、監理技術者の配置が必要となるため、適用されません。また特定JVで受注している工事の場合も適用されません。

※専任を要しない工事における主任技術者の取扱いについては、従前のとおり兼務は可能となります。